

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み

代替養育を必要とするこどもの中でも特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成 28 年 6 月 3 日付け雇児発 0603 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則としています。

こども家庭庁では、令和 11 年度までに、全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を実現することを目標に掲げており、令和 4 年の改正児童福祉法では、里親のリクルートから措置の解除後の支援に至るまでの一貫した里親等支援を行う「里親支援センター」が児童福祉施設として新たに位置付けられました。

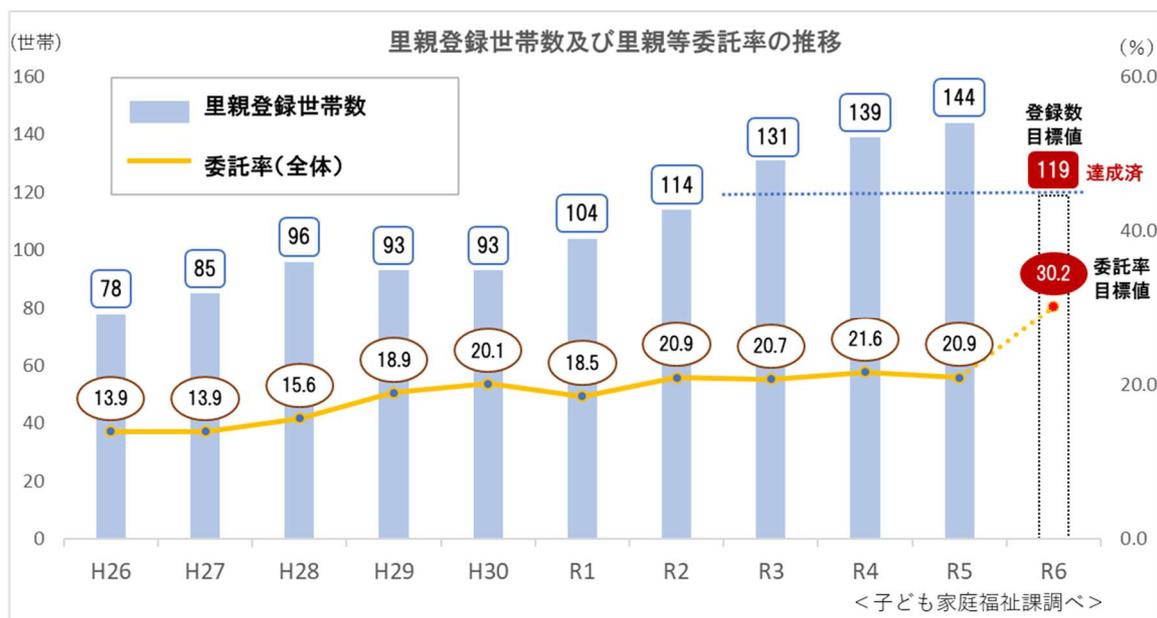
そうした状況を踏まえ、本県における里親等委託の推進に向けた体制整備と里親の登録拡大や養育支援等に取り組めます。

### (1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み

#### ■前期計画における目標と実績

- ・本県の里親登録数は、平成 30 年度末で 93 世帯でしたが、令和 3 年度末には 131 世帯と令和 6 年度末までの目標である 119 世帯を超え、令和 5 年度末には 144 世帯と約 1.5 倍に増加しています。
- ・一方で、里親等委託率については、いずれも年齢区分においても中間年となる令和 6 年末の目標達成は難しい状況にあります。

<図表8-1>



<図表8-2> 年齢区分別委託率の状況

年齢区分		3歳未満 (0~2歳)	3歳以上就学前 (3~5歳)	学童期以降 (6~18歳)	全体
実績	令和5年度末	23.5%	34.1%	17.8%	20.9%
目標	令和6年度末	57.5%	58.7%	23.8%	30.2%
	令和11年度末	75.0%	75.0%	31.7%	39.7%

■里親等委託を進めるうえでの課題

- ・里親等委託率の目標達成が困難になっている要因として、次のような課題があります。

区分	里親等委託が困難な主な要因
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応が難しいこどもが増えており、養育経験の少ない里親への委託が難しい。</li> <li>・社会的養護に関する十分な知識や技術を持った里親の更なる確保が必要。</li> <li>・実親からの同意が得られない(若しくは同意形成に時間を要する)。</li> </ul>
学童期以降 (6～18歳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが不妊治療からの登録で乳幼児の特別養子縁組を希望する方が多く、学童期以降を希望する里親の登録が少ない。</li> <li>・家庭養育への強い拒否感を示すこどもや、施設での生活を希望するこどもがいる。</li> <li>・既に施設や学校での人間関係が構築されており、そこから分離することがこどもの最善の利益となるか慎重な検討が必要なケースも多い。</li> </ul>

■里親等への委託が必要なこども数の見込みについて(時点修正)

- ・前期計画期間における里親等委託率の推移及び課題を踏まえ、改めて令和11年度末時点における里親等への委託が必要なこども数の見込みを算出します。
- ・まず、こども家庭庁が「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において示している算式1及び算式2に基づき見込み数を算出します。

【算式1】

・施設入所の長期化の観点から、里親等委託が必要と考えられるこども数の割合をもとに算出

<図表8-3> 入所等期間の長期化の観点からの見込み【算式1】 (単位:人、%)

項目/年齢区分	乳幼児		学童期以降	合計	
	3歳未満	3歳以上就学前			
代替養育を必要とするこども数 ① (入所等措置中及び一時保護中のうち代替養育が必要なこども)	23	30	220	273	
里親等委託が必要なこども	a.現に里親等委託されているこども数	5	9	37	51
	b.現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合	2	0	4	6
	c.現に施設入所中のこども数のうち、下記に該当するこども数 ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児 ・児童養護施設に入所することも乳児院から措置変更された乳幼児 ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児 ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども	12	16	115	143
	里親等委託が必要なこども数 ②	19	25	156	200
里親等委託が必要なこども数の割合 (②/①)	82.6%	83.3%	70.9%	73.3%	

※a～cは令和6年11月1日現在のデータを活用

<図表8-4> 算式1の割合を活用し算出した里親等委託が必要なこども数の見込み (単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
代替養育を必要とするこども数 (図表5-5で算出したR11までの見込み)	246		245		245		244		243	
里親等委託が必要なこども数	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親
3歳未満	82.6%	19	16	19	16	19	16	19	16	16
3歳以上就学前	83.3%	31	26	31	26	31	26	30	25	25
学童期以降	70.9%	196	139	195	139	195	139	195	139	138
合計	73.3%	246	181	245	181	245	181	244	180	179

【算式2】

・子どものケアニーズの観点<sup>※</sup>から里親等委託が必要と考えられる子ども数の割合をもとに算出  
 (※医療的ケアの必要性や行動の問題、年長で「家族」に対する拒否感が強いなど、施設での養育が必要と考えられる子どもの数を除いた子どもの数)

<図表8-5> 子どものケアニーズの観点からの見込み【算式2】 (単位:人、%)

項目/年齢区分		乳幼児		学童期以降	合計
		3歳未満	3歳以上就学前		
代替養育を必要とする子ども数 ① (入所等措置中及び一時保護中のうち代替養育が必要な子ども)		23	30	220	273
在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子ども ②		0	0	1	1
代替養育を必要とする子ども数 計 ③(①+②) (可能性が高い子どもを含む)		23	30	221	274
里親等委託が必要な子ども	a.現に里親等委託されている子ども数	5	9	37	51
	b.現に一時保護している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数の割合	2	0	4	6
	c.現に施設入所している全ケースのうち、里親等委託が必要な子ども数(又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子ども数) ・「施設での養育を必要とする子ども」は、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親・ファミリーホームでの養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えることに留意すること。	13	14	94	121
	d.②の在宅の子どもで、里親等委託が必要な子ども数	0	0	0	0
	里親等委託が必要な子ども数 ④	20	23	135	178
	里親等委託が必要な子ども数の割合 (④/③)	87.0%	76.7%	61.1%	65.0%

※a～dは令和6年11月1日現在のデータを活用

<図表8-6> 算式2の割合を活用し算出した里親等委託が必要な子ども数の見込み (単位:人)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
代替養育を必要とする子ども数 (図表5-5で算出したR11までの見込み)		246		245		245		244		243	
里親等委託が必要な子ども数		全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親
3歳未満	87.0%	19	17	19	17	19	17	19	17	19	17
3歳以上就学前	76.7%	31	24	31	24	31	24	30	23	30	23
学童期以降	61.1%	196	120	195	120	195	120	195	120	194	119
合計	65.0%	246	161	245	161	245	161	244	160	243	159

<参考> 国が目標とする割合を適用させた場合の里親等委託が必要な子ども数の見込み (単位:人)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
代替養育を必要とする子ども数 (図表5-5で算出したR11までの見込み)		246		245		245		244		243	
里親等委託が必要な子ども数		全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親
3歳未満	75.0%	19	15	19	15	19	15	19	15	19	15
3歳以上就学前	75.0%	31	24	31	24	31	24	30	23	30	23
学童期以降	50.0%	196	98	195	98	195	98	195	98	194	97
合計	55.6%	246	137	245	137	245	137	244	136	243	135

- ・算式1及び算式2により里親等委託が必要なこども数の割合を算出した結果、いずれの算式でも各年齢区分において国の目標値を上回っています。
- ・しかし、これらの算式にはこどもの意向が反映されていません。令和2年の計画策定時にも今回と同様に、国の策定要領に基づく算式（算式の考え方は今回と同じ）に基づき里親等委託が必要なこども数の割合を算出しておりますが、その割合をそのまま里親等委託率の目標にするのではなく、こどもへのアンケート結果を踏まえ、学童期以降の目標は国の目標である50%を下回る31.7%※に設定した経緯があります。
- ・また、算式1、算式2、国の目標ベースで、それぞれの令和11年度末における里親等委託が必要なこどもの見込み数を算出した結果、施設での養育が必要なこども数は大幅な減少が見込まれます。特に3歳未満の施設での養育が必要なこども数は2～4人程度になると見込まれ、乳児院をはじめとする施設の安定的な運営に大きな影響が出ることが懸念されます。そのため、里親等委託の推進にあたっては施設のあり方と一体的な検討を進める必要があります。
- ・これらを踏まえ、里親等委託率の目標については国が掲げる目標を念頭に置きつつ、引き続きこどもの意向と本県の実情や課題等を踏まえた目標設定を行い、その達成に向けた取組みを推進していきます。

※令和2年の計画策定時における学童期以降の里親等委託率の目標31.7%の考え方

子どもへのアンケート（小学4年生以上を対象）では、35.1%の子どもが「家庭養育優先」について「よい」と回答しており、アンケート外の小1～小3についても考慮し、概ね4割の子どもが里親等委託を希望すると想定。委託率の高い算式1の数値(79.1%)の4割相当である31.7%を目標としました。（「山形県社会的養育推進計画（令和2年3月）」28頁）

■令和7年度以降の里親等委託率の目標について(時点修正)

【基本的考え方】

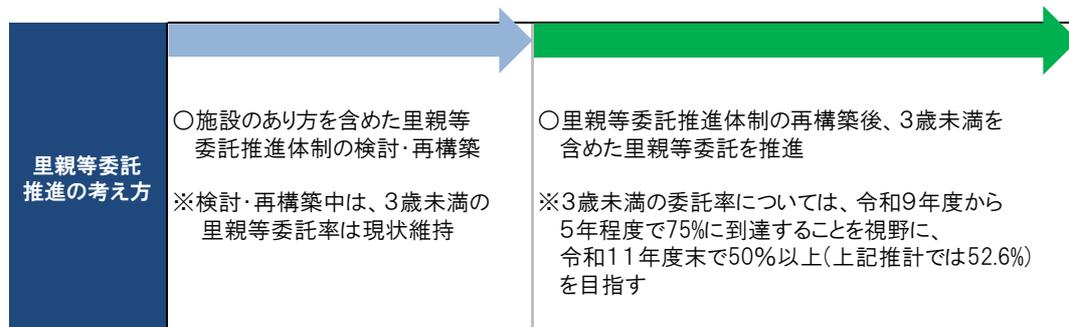
- ① 乳幼児期（0歳～就学前）は、愛着形成※のために重要な時期であることから、優先して里親等委託を進めるため、引き続き国が掲げる目標である75%を目指すことを基本とします。  
ただし、3歳未満の里親等委託の推進は施設運営への影響が特に大きいと想定されることから、施設のあり方も含めた県全体の里親等委託推進体制の再構築後（令和9年度頃を想定）から5年間で75%に到達することを視野に、令和11年度末時点での目標を設定します。  
※愛着形成…特定の養育者との間に形成される心理的な結びつきで、生きていくために必要な安心感や信頼感の土台となるもの。その後の心の成長や人間関係に大きな影響を与える。
- ② 学童期以降については、家庭内でのトラウマ体験等により家庭養育に強い不安を持つ児童や施設での生活を希望する児童がいること、乳幼児の委託を希望する里親登録者が多いという本県の実情を踏まえ、まずはこれまで目標としてき31.7%の達成を目指します。

※令和2年の計画策定時と同様に、国の策定要領の算式1及び算式2のうち高い方の割合の4割相当を学童期以降の目標とする場合、割合が高い算式1（28頁）の70.9%の4割相当は28.4%となりこれまでの目標値を下回ることになるが、里親等委託推進体制の再構築に取り組むことを前提に目標を下げることはせず、これまでの31.7%を維持することとする。

<図表8-7> 里親等委託率の目標と里親等委託が必要なこども数の見込み

(単位:人)

区分/年度	R7			R8			R9			R10			R11			里親等委託率の目標	
代替養育が必要なこどもの数	246			245			245			244			243				
年齢区分別内訳	全体	里親	施設														
3歳未満	19	5	14	19	5	14	19	6	13	19	8	11	19	10	9	52.6%	見直し
3歳以上就学前	31	12	19	31	14	17	31	16	15	30	19	11	30	23	7	75.0%	継続
学童期以降	196	40	156	195	45	150	195	50	145	195	55	140	194	62	132	31.7%	継続
合計	246	57	189	245	64	181	245	72	173	244	82	162	243	95	148	39.0%	



<図表8-8> 令和7年度以降の里親等委託率の目標値(時点修正後)

年齢区分/年度	現状(R5末)	R7	R8	R9	R10	R11	(参考)国目標
3歳未満(0~2歳)	23.5%	26.3%	26.3%	31.5%	42.1%	52.6%	75.0%
3歳以上就学前(3~5歳)	34.1%	38.7%	45.1%	51.6%	63.3%	75.0%	75.0%
学童期以降(6~18歳)	17.8%	20.4%	23.0%	25.6%	28.2%	31.7%	50.0%
合計	20.9%	23.1%	26.1%	29.3%	33.6%	39.0%	—

<参考>

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{代替養育が必要なこども数}}$$

(2) 里親・ファミリーホームの現状

■県内の里親の状況

- ・本県の里親登録数は、平成26年度から平成30年度までの平均増加率は4.8%でしたが、令和元年度から令和5年度までの平均増加率は9.2%と概ね2倍になっています。

<図表8-9> 里親登録数(各年度末時点)

(単位:世帯)

年度	H26	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増加率(R1→R5)
登録数	78	93	104	114	131	139	144	38.5% (平均9.2%)

[福祉行政報告例] (R5は子ども家庭福祉課調べ)

- ・里親区分ごとにみると、養育里親と養子縁組里親の令和5年度末における登録数は令和元年度の約1.5倍となっており、代替養育の担い手として期待される養育里親のみの登録も令和元年度の約1.8倍となっています。

<図表8-10> 里親区分別登録数(各年度末時点)

※複数の区分に登録している場合があるため、合計は図表8-3の登録世帯数とは一致しません。

(単位:世帯)

区分/年度	H26	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増加率 (R1→R5)
養育里親	65	83	86	97	114	126	131	52.3%
養育里親のみ	—	37	41	49	53	62	74	80.5%
専門里親	8	9	9	8	8	7	7	—
養子縁組里親	49	53	58	66	77	83	84	44.8%
親族里親	3	1	1	1	1	0	2	—

[福祉行政報告例] (R5は子ども家庭福祉課調べ)

○養育里親……様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親(短期間も可能)  
 ○専門里親……虐待を受けた子どもや障がいがある子どもなど、専門的な援助が必要な子どもを養育する里親  
 ○養子縁組里親……養子縁組(基本的には特別養子縁組)を希望する方が養子縁組の必要な子どもを養育する里親  
 ○親族里親……両親が死亡、行方不明、入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母などの親族が養育する里親

- ・子どもを委託されている里親数と子どもの数は図表8-9のとおりです。里親登録数に対する子どもを委託されている里親数の割合(受託率)は平均28.2%となっています。

<図表8-11> 里親区分別受託里親数・委託子ども数(各年度末時点)

(単位:世帯)

区分/年度	H26	H30	R1	R2	R3	R4	R5	平均 (R1-R5)
養育里親	13	24	23	29	31	31	32	29.2世帯
子ども数(人)	16	28	30	36	36	36	36	34.8人
専門里親	0	1	1	1	1	1	1	1世帯
子ども数(人)	0	2	2	2	1	2	1	1.6人
養子縁組里親	1	5	5	4	6	4	3	4.4世帯
子ども数(人)	1	6	5	4	6	6	3	4.8人
親族里親	3	1	1	1	1	0	1	0.8世帯
子ども数(人)	4	1	1	1	1	0	1	0.8人
合計	17	31	30	35	39	36	37	35.4世帯
(受託率%)	(21.8%)	(33.3%)	(28.8%)	(30.7%)	(29.8%)	(25.9%)	(25.7%)	(28.2%)
子ども数(人)	21	37	38	43	44	44	41	42人

※受託率は「委託されている里親世帯数/登録里親世帯数」

[福祉行政報告例] (R5は子ども家庭福祉課調べ)

### ■県内のファミリーホームの状況

- ・県内にはファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)が3か所設置されており、ファミリーホームへの子どもの委託状況は図表8-10のとおりです。

※ファミリーホーム……養育里親家庭を大きくした里親型のグループホーム。養育者の住居において子ども5~6人の養育を行う。

<図表8-12> ファミリーホームへの委託状況(各年度末時点)

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	平均
設置数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	—
定員(合計)	18人	18人	18人	18人	18人	—
委託子ども数	13人	13人	10人	11人	11人	11.6人

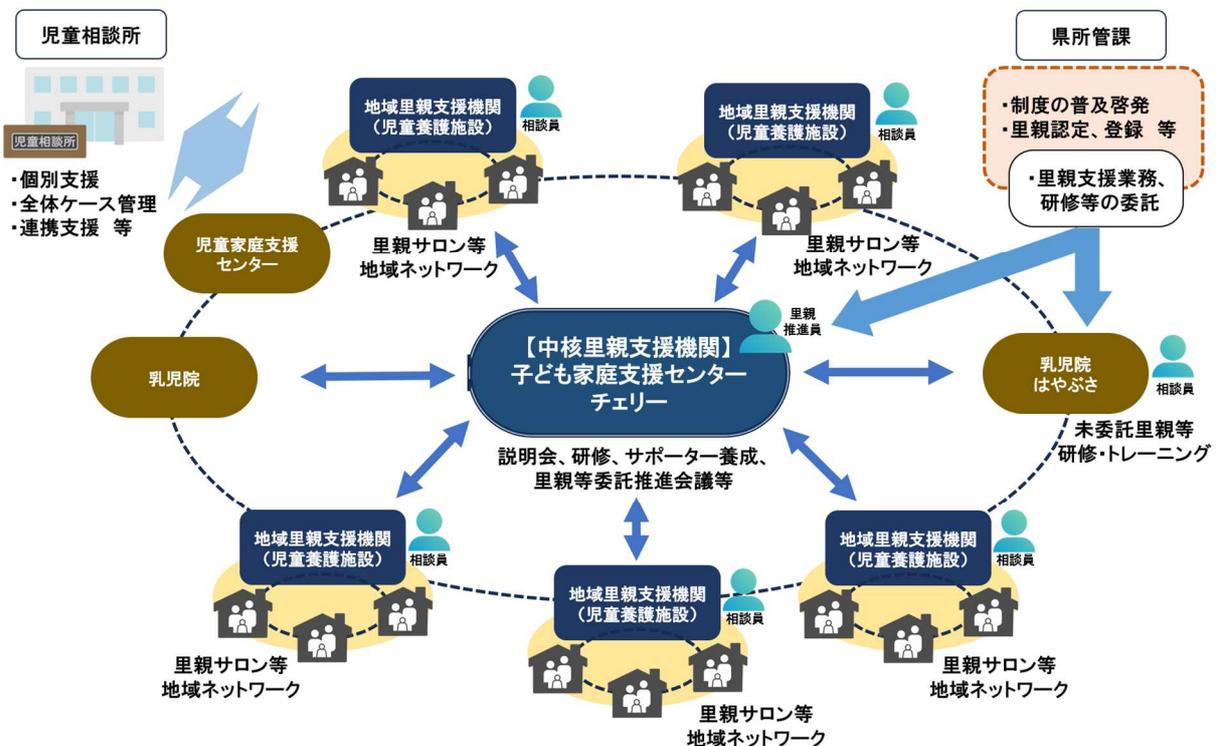
[福祉行政報告例] (R5は子ども家庭福祉課調べ)

### (3) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取り組み

#### ■現状

- ・本県の社会的養育推進体制は、村山・最上・置賜・庄内の4地域それぞれに児童養護施設（5施設）がバランス良く配置され、地域に根ざした取り組みがなされていることが大きな強みになっています。
- ・そういった強みを活かし、里親等委託の推進においても4地域ごとの体制づくりをベースに、県（所管課・児童相談所）が業務全体を統括しながら、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、山形県里親会等の関係機関と連携し、県全体で里親等委託の推進に取り組んでいます。
- ・具体的には、子ども家庭支援センター「チェリー」を里親支援の中核機関と位置付け、里親推進員を配置（県委託事業）し、里親制度説明会、登録のための研修、里親からの相談支援、里親サポーターの養成、関係機関の連携を強化するための里親等委託推進委員会の開催など、包括的な支援を実施しています。
- ・児童養護施設及び乳児院はやぶさには里親支援専門相談員が配置され、各地域の里親同士の交流を図る「里親サロン」の開催などにより地域の里親への相談支援やネットワークの形成を支援しています。
- ・乳児院はやぶさでは、委託前の里親に対し、子どもを委託された時に直面する様々な事例に対応するためのトレーニング（県委託事業）を実施しています。

<図表8-13> 山形県における里親支援体制の現状



- ・県では、県民の里親制度への理解を深め里親として登録していただける方を増やしていくため、10月の里親月間を中心にオリジナルCMやSNS広告による啓発、先輩里親の体験談等のWEBサイトへの掲載、商業施設でのイベントの実施、オンラインフォーラムの開催など、里親制度の普及啓発の取組みを強化しています。
- ・児童相談所においては、里親支援担当職員を配置し家庭訪問等による支援を行うとともに、里親と委託児童に関わる関係機関（市町村、学校、保育所等）が顔を合わせて当該児童の養育に係る個別サポートを行う「里親養育支援委員会」（通称「〇〇さんの育ちを支援する会」）を委託児童ごとに立ち上げ、こどもが里親家庭で安心して生活できるよう支援しています。
- ・山形県では、県内登録里親の有志により「山形県里親会」が結成されており、里親制度の普及啓発や自主研修会の開催、里親同士の交流等を行っています。

### ■課題

- ・里親等委託率の目標達成に向け、更なる里親登録の拡大が必要です。特に社会的養護に関する十分な知識や技術を有している養育里親の更なる確保が必要であり、併せて里親委託が必要な児童年齢に対応する世代の養育里親の確保も必要となっています。
- ・令和4年度に里親制度普及啓発事業の中で実施した県民アンケートでは、里親制度について「知っている」及び「少し内容を知っている」と答えた方は合計44%と半数を下回っています。
- ・里親をされている方からは「里親と言うと驚かれる」や「里親が当たり前になってほしい」など、里親制度に対する地域の方の認知度がまだまだ低いと感じているという声も上がっています。
- ・里親登録数は伸びていても実際に委託されている里親が少ない状況（3割程度）で、登録しても委託されない期間が長いと登録更新を諦めてしまう場合もあります。
- ・地域ごとに支援体制を整備し里親支援に取り組んでいますが、地域の里親登録数に差がある状況です。地域ごとに開催している里親制度説明会についても参加者数にばらつきが見られ、全体としては減少傾向です。

<図表8—14> 地域別里親登録数(令和6年4月1日現在)

地域	村山	最上	置賜	庄内
里親登録数	61 世帯	3 世帯	41 世帯	39 世帯

- ・里親委託中は、児童相談所を中心に「里親養育支援委員会」等で里親支援を実施していますが、委託解除後の里親やこどもへの支援体制について引き続き検討が必要です。
- ・里親支援に係るケースワークは児童相談所が中心に行っていますが、近年の児童虐待通告件数・認定件数の増加等により児童福祉司の負担も増加しており、各児童相談所にそれぞれ1名ずつ配置している里親支援担当児童福祉司だけでは、児童相談所として十分な里親支援を行うことが難しい状況になっています。
- ・児童相談所業務が増大する中で、民間と協働した里親等支援を進めるため、令和4年の児童福祉法の改正により「里親支援センター」が児童福祉施設に位置付けられました。国では、この里親支援センターの積極的な設置を求めており、当該センターの設置を含めた県全体としての里親等支援体制の強化を図っていく必要があります。

<図表8-15> 里親支援センターの概要



### ■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、里親登録数の拡大に向けた里親制度の普及啓発に取り組みます。普及啓発にあたっては、「里親」とはどのような存在で、どのような役割が期待されているのか、里親をより身近に感じられるような啓発手法を検討します。また、里親委託が必要な児童年齢に対応する世代（乳幼児の養育者として期待される子育て世代や年長児の養育者として期待される定年退職世代等）の養育里親の確保とショートステイや週末里親などの短期受入が可能な里親の確保に向けた取組みを強化します。
- ・併せて、里親及び子どもが地域の中で安心して生活することができるよう、市町村職員や学校関係者、児童福祉関係者、地域の方など里親家庭に接する機会が多い方の里親制度への認知度向上のための普及啓発に取り組みます。
- ・社会的養護に関する十分な知識や技術を有している里親を育成するため、登録から委託前、登録更新における里親研修計画を体系的に整理するとともに、里親が参加しやすく実践につながる研修を企画・実施していきます。
- ・未委託里親の不安解消と養育のための知識や技術の維持向上のため、研修の実施や交流の機会の設定、委託中の里親家庭での実習など、委託中の里親と未委託里親がお互いに協力しながら養育することができる仕組みづくりを進めます。
- ・里親支援センターに係る先進事例の調査研究を行うとともに、当該センターとしての活用が想定されている乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、里親会等と協議しながら、里親支援センターの設置を含めた県全体としての里親等支援体制の強化を図っていきます。

<評価指標>

【里親等委託の推進、里親・ファミリーホームの確保】

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点					
		現状 (R5末)	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率★	3歳未満	23.5%	26.3%	26.3%	31.5%	42.1%	52.6%
	3歳以上就学前	34.1%	38.7%	45.1%	51.6%	63.3%	75.0%
	学童期以降	17.8%	20.4%	23.0%	25.6%	28.2%	31.7%
登録率★(※1)		71.3%	76.8%	78.4%	80.6%	83.6%	86.6%
稼働率★(※2)		29.3%	30.2%	33.3%	36.5%	40.2%	45.1%
里親登録数(実数)★ ①		144世帯	152世帯	157世帯	164世帯	172世帯	180世帯
里親登録数(種類別)	養育里親★	131世帯	139世帯	145世帯	153世帯	162世帯	172世帯
	専門里親★	7世帯	7世帯	7世帯	8世帯	9世帯	10世帯
	養子縁組里親★	84世帯	88世帯	90世帯	92世帯	94世帯	96世帯
	親族里親	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯
新規里親登録数(実数)(※3)		—	8世帯	10世帯	14世帯	16世帯	16世帯
委託里親数(子どもを委託している里親数) ②		37世帯	40世帯	46世帯	53世帯	61世帯	72世帯
里親登録に対する委託里親の割合(②/①)		25.7%	26.3%	29.3%	32.3%	35.5%	40.0%
里親への委託子ども数		41人	45人	51人	58人	66人	77人
ファミリーホーム数・新規ホーム数・委託子ども数	設置数★	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
	新規ホーム数	—	県全体の支援体制の検討・人材育成を進める中で検討				
	委託子ども数	11人	12人	13人	14人	16人	18人
里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数★		2回	2回	2回	2回	2回	2回

※1 登録率：代替養育を必要とする子どもの数に対する里親・ファミリーホームが受託可能な子どもの割合

$$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

※2 稼働率：里親・ファミリーホームが受託可能な子どもの数に対する里親・ファミリーホームへ委託されている子どもの割合

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

※3 新規里親登録数：家庭の事情等により里親登録を更新しないなど、一定数登録の取消しがあることを想定し、里親登録数(実数)の増加数の2倍の新規登録を目標とする。

【里親等支援業務の包括的な実施体制の構築】

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点					
		現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
里親支援センターの設置数★ (民間への委託を含む)		—	計画期間内に1か所以上設置				
民間フォスティング機関の設置数		—	里親支援センターの設置検討に併せ検討				
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数★	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	受講者数	平均60人	60人以上	60人以上	60人以上	60人以上	60人以上